

燕市屋内こども遊戯施設条例の制定について

燕市屋内こども遊戯施設条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市屋内こども遊戯施設条例

(設置)

第1条 次代を担う子どもたちの心身の健やかな成長に資するとともに、安心して子育てができる環境の充実を図るため、屋内こども遊戯施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 屋内こども遊戯施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
燕市屋内こども遊戯施設	燕市大曲2984番地1

(事業)

第3条 燕市屋内こども遊戯施設(以下「こども遊戯施設」という。)は、次に掲げる事業を行う。

- (1) こども(12歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を対象とする遊びの場の提供に関する事。
- (2) こども及びその保護者が集い、相互に交流を深めることができる場の提供に関する事。
- (3) 子育てに関する情報の提供に関する事。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業(開館時間及び休館日)

第4条 こども遊戯施設の開館時間及び休館日は、規則で定める。

(利用できる者の範囲)

第5条 こども遊戯施設を利用できる者は、次のとおりとする。

- (1) こども及び保護者(付添人を含む。以下「保護者等」という。)
- (2) 市長が特に必要があると認めた者

(利用の許可)

第6条 こども遊戯施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。また、許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、こども遊戯施設の管理上必要があるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、こども遊戯施設の利用を許可しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(1) その利用がこども遊戯施設の設置の目的に反するとき。

(2) その利用が公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) その利用によりこども遊戯施設又は附属設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、こども遊戯施設の管理上支障があるとき。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 第6条の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 利用の許可に際し付した条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

2 前項各号の場合において、利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(使用料)

第10条 こども遊戯施設の利用に係る料金は、別表に定める額とする。

2 前項の規定にかかわらず、市内に住所を有する者のこども遊戯施設の利用に係る料金は、無料とする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、公益上必要があると認めるときその他特別の理由があると

認めるときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第12条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償の義務)

第13条 故意又は過失によりこども遊戯施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、こども遊戯施設の設置の目的を効果的に達成するために、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこども遊戯施設の管理を行わせることができる。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第15条 前条の規定により指定管理者にこども遊戯施設の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) 第3条に規定する事業の実施に関すること。
- (2) こども遊戯施設の利用の許可に関すること。
- (3) こども遊戯施設の維持管理に関すること。
- (4) その他こども遊戯施設の管理運営に関し、市長が必要と認める業務

2 前項の業務を行う場合において、第5条から第7条まで及び第9条の規定中「市長」とあるのは「指定管理者」として、これらの規定を適用する。

(指定管理者が行う管理の基準)

第16条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則並びに燕市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成18年燕市条例第68号)に定めるところに従い、適正にこども遊戯施設の管理を行わなければならない。

(利用料金)

第17条 第14条の規定により指定管理者にこども遊戯施設の管理を行わせる場合は、当該指定管理者にこども遊戯施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により指定管理者に利用料金を収受させる場合は、第10条の規定にかかわらず、利用者は、当該指定管理者に利用料金を納入しなければならない。

3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。

4 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い後納させることができる。

5 指定管理者は、市長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、市長が定める基準に従い、その全部又は一部を還付することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

別表(第10条、第17条関係)

区分	単位	金額	
		個人	団体(10人以上の場合に限る。)
こども	1人1回	400円	300円
保護者等	1人1回	300円	200円

備考

- 1 1回の使用区分は、規則で定める。
- 2 使用時間が1回における利用時間の区分に満たない場合であっても、時間割計算を行わない。